

○厚生労働省告示第二百四十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

第二号に次のように加える。

ト エクリズマブ（遺伝子組換え）（発作性夜間ヘモグロビン尿症における溶血の抑制のために投与するものに限る。）

チ パニツムマブ（遺伝子組換え）（K R A S 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行又は再発の結腸がん又は直腸がんの患者に投与するものに限る。）